

【別表】東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム

項目	1 地域との協働	取組主体				取組成果の指標	実施状況	実施計画				
		地域住民等	事業者等	団体等	行政			現状H23	H24	H25	H26	H27
	こどもたちをはじめとした地域の方々の水環境への関心が高まり親しみ・愛着心がより一層育まれるよう取り組みます。						現状H23	H24	H25	H26	H27	
取組1	地域住民・事業者・行政の協働による浄化活動											
(1)	① 町は、東郷池アダプト・プログラム制度を導入し、地域の主体的な環境保全を進めます。地域住民、事業者等は、アダプト・プログラムに積極的に参加します。 (※アダプト・プログラムとは、池の一定区画を養子にみたり、町民や地元企業が里親となって養子の美化(清掃や環境保全活動)を行い、行政がこれを支援します。)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
(1)	② 東郷湖の水質浄化を進める会(地域住民、事業者、各種団体、町、県で組織)において、浄化活動に関する意見交換や協働事業の検討などを行います。	○	○	○	○	東郷池の水質浄化を進める会	○	○	○	○	○	
(1)	③ 町は、地域と連携して、「モク肥料化プロジェクト」を行います。(モク[東郷池の水草ホザキノフサモ]を刈り取り、肥料化し農地に有効利用。湖沼の栄養分を吸収した水草の湖外搬出により水質浄化。)	○	○	○	○	町ほか	-	○	○	○	○	
(1)	④ 県は地域の要請があれば、コイ・フナ等の人工産卵床設置の指導を行います。	○		○	○	地元小学校、 県(栽培漁業センター)	-	△	△	△	△	
(1)	⑤ 「愛らぶ東郷池」シンポジウム等の充実を図ります。	○	○	○	○	町、県	-	○	○	○	○	
取組2	環境学習											
(2)	① 県は、東郷池湖上観察会を開催し、児童や地域住民が湖沼の水質や生き物等について学習できる機会を提供します。(年1回、夏休みに開催) 地域住民は、観察会に参加します。	○			○	県(水・大気環境課、生活環境局、衛生環境研究所)	○	○	○	○	○	
(2)	② 県は、出前講座や図書貸出しにより、地域住民が行う環境学習を支援します。 地域住民は、これらを利用して環境学習を行います。	○			○	県(水・大気環境課、生活環境局、衛生環境研究所)	○	○	○	○	○	
取組3	活動の支援											
(3)	① 町及び県は、地域住民団体等が主体となって行う環境保全活動に対し補助金を交付するとともに、必要に応じて協働で取り組みます。				○	町、県(生活環境局、水・大気環境課)	○	○	○	○	○	
(3)	② 町及び県は、こどもエコクラブの活動支援等により、環境学習を推進します。				○	町、県(生活環境局、環境立県推進課)	○	○	○	○	○	
(3)	③ 県は、地域住民団体等による河川・道路の維持管理活動や環境美化活動等を支援します。(鳥取版河川・道路ボランティア促進事業) [活動事例:東郷川魚道の設置、埴見川除草など]				○	県(県土整備局、技術企画課)	○	○	○	○	○	

項目	2 地域の活性化		取組主体	取組成果の指標	実施状況	実施計画					
	環境改善に向けた取組と未来創造会議の提案する環境・健康・経験のプロジェクトをシンクロナイズさせながら東郷池周辺の豊かな水辺環境の創造を図ります。		地域住民等	事業者等	団体等	行政	現状 H23	H24	H25	H26	H27
取組1	利・活用の推進										
(1)	①	町は、東郷池活性化プロジェクト事業の推進を行います。	○	○	○	町(企画課)・地域住民・団体等	○	○	○	○	○
(1)	②	町は、東郷湖・未来創造会議事業の推進を行います。	○	○	○	町(企画課)・地域住民・団体等	○	○	○	○	○

項目	4 生態系の回復		取組主体	取組成果の指標	実施状況	実施計画						
	生態系を利用した自然の浄化機能を活用し、水質浄化に取り組みます。		地域住民等	事業者等	団体等	行政	現状 H23	H24	H25	H26	H27	
取組1	魚介類資源回復のための調査											
(1)	①	県は、シジミ資源のモニタリング調査の実施(H23)及び、魚介資源回復のための調査成果の普及に努めます。			○	県(栽培漁業センター)	シジミ生息状況把握 ・関係者への情	○	○	○	○	○
取組2	魚類・シジミ等の生息環境の改善											
(2)	①	東郷湖漁協、県及び町は、魚介類の生息環境改善のため、湖底及び湖面の清掃、湖内水質の監視を行います。			○	東郷湖漁協、 県(水産課、栽培漁業センター)、	清掃面積	○ (0.707km ²)	(○)	(○)	(○)	(○)
(2)	②	東郷湖漁協は湖内覆砂及び浅場造成を行います。			○	東郷湖漁協		○	○	(○)	(○)	(○)
取組3	水生植物帯の再生											
(3)	①	流域住民団体は、ヨシ等の水生植物帯の再生に取り組みます。	○	○		住民団体(東郷湖メダカの会等)	植物帯の増加面積	○	(○)	(○)	(○)	(○)

項目	5 森林・農地・市街地等の対策		取組主体	取組成果の指標	実施状況	実施計画													
	森林や農地などから流出する汚れを減らすよう努力するとともに、市街地のゴミ拾いや道路・側溝等の清掃により、水質浄化に取り組みます。					地域住民	事業者等	団体等	行政	現状H23	H24	H25	H26	H27					
取組1	森林の適正管理																		
(1)	①	町は、下刈等を実施し、森林の適正管理に努めます。			○	町	下刈面積	0	1ha	1ha	1ha	1ha	1ha						
(1)	②	町は、民有林の現況把握に努め、適正管理を推進します。 民有林所有者は、森林の適正管理に努めます。(植林、間伐、下刈)	○	○	○	町、森林所有者等	森林所有者による造林面積	30ha	20ha	20ha	20ha	20ha	20ha						
(1)	③	森林環境保全税を活用した森林・竹林の整備を推進します。			○	町、県		—	○	○	○	○	○						
取組2	環境にやさしい農業の推進																		
(2)	①	農業者は、環境にやさしい農業を実践します。 ・化学肥料の減肥(水稻エコファーマー施肥体系) ・水稻除草剤の流出防止(除草剤散布後の水田止水期間7日間の励行)	○			農業者	水稻エコファーマー施肥体系の関係作付面積%	22% (目標値50% に対して進捗率44%)	50%	50%	50%	50%	50%						
(2)	②	県、町及びJAは、環境にやさしい農業の普及指導を行います。 ・町報による広報活動(町) ・栽培暦の作成支援(県) ・止水管理徹底推進のチラシ作成・配布(JA) ・果樹農家のエコファーマー認定への取組(町・県・JA等)	○	○	○	町(農政課、生産振興課、農林局) 県(農政課、農林局) JA鳥取中央													
(2)	③	エコファーマー・環境にやさしい農業の取組を町報、ケーブルテレビ等により積極的にPRを行います。			○	町、県(農林局)								—	○	○	○	○	○
(2)	④	代掻き時の濁水流出防止の具体的対策を提案・普及します。			○	町、県(農林局)								—	○	○	○	○	○
(2)	⑤	県は、果樹園由来の環境負荷の削減に向けた各種技術の実証を行います。			○	県(園芸試験場、農林局)								○	○	○	○	○	○
取組3	市街地等の清掃																		
(3)	①	県は、道路や側溝の清掃を行います。 ・県管理道の維持修繕(路面清掃、側溝清掃)			○	県(道路企画課、県土整備局)	路面・側溝の清掃延長	○	○	○	○	○	○						
(3)	②	町は、町内クリーン作戦として、市街地の一斉清掃など町民総参加の環境美化活動を行います。	○	○	○	町・地域住民・団体等		○	○	○	○	○	○						
(3)	③	町は、流域町民総参加により、東郷湖周辺一斉清掃を実施します。 ・年2回(5月、10月頃)	○	○	○	町・地域住民・団体等		○	○	○	○	○	○						

項目	6 生活・事業場排水対策		取組主体	取組成果の指標	実施状況	実施計画				
	家庭や事業場からの排水による汚れの軽減を図ります。		地域住民 事業者等 団体等 行政		現状 H23	H24	H25	H26	H27	
取組1	下水道等への接続推進									
(1)	①	住民及び事業者は、下水道、農業集落排水施設に早期に接続します。 町は、下水道、農業集落排水施設への接続について、町の広報や戸別訪問などにより普及指導を行います。	○ ○	○ 町(建設水道課)	下水道接続率 農集接続率	96.5%(H22) 94.7%(H22)	97.3% 96.2%	97.9% 97.0%	98.4% 97.8%	99.0% 99.0%
取組2	下水道等以外の生活排水対策									
(2)	①	住民及び事業者は、浄化槽を適切に維持管理します。 町は、浄化槽設置者等に対する維持管理に関する指導・普及啓発を行います。 ・保守点検・清掃の実施、法定検査の受検	○ ○	○ 町(町民課、建設水道課)		○	○	○	○	○
(2)	②	住民及び事業者は、家庭や事業所において、生活雑排水対策を実践します。 ・台所でのごみ袋の使用 ・廃食用油の適正処理 ・洗剤の適量使用 ・風呂の残り湯の再利用 ・環境負荷の少ない洗剤の使用 ・ガーデニング、家庭樹木管理方法の検討(施肥方法、農具、器具洗浄等)など	○ ○	地域住民・事業者・団体		○	○	○	○	○
(2)	③	県及び町は、チラシや町報、ケーブルテレビ等により、生活排水対策の普及啓発を行います。		○ 町、県		—	○	○	○	○
取組3	工場、事業場の排水対策									
(3)	①	事業者は、汚水処理施設を適正に管理し、排水基準を遵守します。	○	事業者		○	○	○	○	○
(3)	②	県は、水質汚濁防止法に基づき、排水基準の遵守を指導します。 ・対象事業場への立入検査(年1回)		○ 県(中部生活環境局)		○	○	○	○	○

項目	7 湖内浄化対策		取組主体	取組成果の指標	実施状況	実施計画			
	湖内にたまった汚れによる水質悪化の抑制など、湖内の直接浄化を図ります。					地域住民等	事業者等	団体等	行政
取組1	直接浄化対策の実施				現状 H23	H24	H25	H26	H27
(1)	①	県は、湖内覆砂後の効果検証及び湖内浄化対策(覆砂・浅場造成・芦の刈取り等)を実施します。 (覆砂:湖底にたまったヘドロを砂で覆って栄養塩(窒素・りん)等の溶出を抑えることにより水質を浄化)		県(河川課、中部県土整備局、栽培漁業センター、中部生活環境局、衛生環境研究所、水・大気環境課)	○	○	△	△	○

※実績については、なるべく数値で表し、結果の見える化を図ります。